

自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

令和3年11月26日制定

令和4年3月22日改正

令和5年3月22日改正

公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器（以下「機器」という。）の導入助成事業を円滑に行うため必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第2条 助成対象機器は、国土交通省が認定した機器で、当該年度4月1日以降に新たに導入(契約もしくはサービス利用開始)した機器とする。

(助成対象)

第3条 前条の機器を県内の事業所^{注1}に導入した会員事業者（以下「会員」という。）で中小企業者^{注2}を対象とし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に導入したものを対象とする。

注1 事業所とは、運輸局長又は運輸支局長より認可を受け事業用自動車を配置している鹿児島県内の営業所をいう。

注2 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成額)

第4条 助成額は、会員が当該年度に新たに導入した機器の導入費用とし、1会員あたり1台分100,000円を上限とする。

ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「G事業者」という。）については、1会員あたり2台分200,000円を上限とする。

なお、導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができるが、消費税は導入費用に含まない。

(予算総額)

第5条 予算総額については、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 当該年度の4月1日から2月末日までに機器の導入及び設置等を完了し、支払いが終了したものとする。

- 2 助成申請期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。
なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求)

第7条 会員が、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

- (1) 自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）（様式1）
- (2) 内訳書（様式1の1）
- (3) 社会保険等への加入に係る誓約書（様式1の1）
- (4) 中小企業者である確認書類（事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し）
- (5) 契約書またはサービス利用申込書等（写）（*表紙のみ 利用規約以降は省略可）
- (6) 機器の管理 NO（シリアルナンバー）が記載された書類（写）（(5)に記載されている場合は不要）
- (7) 導入費用の支払いを証明する領収書（写）
- (8) 「乗務後自動点呼の実施に係る届出書」（写）※国土交通省の受理印が押印されているもの
- (9) 安全性優良事業所認定証（写）※G事業者の場合に限る。
- (10) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式2）により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当協会は、会員または交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員に対して期限を定めて既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

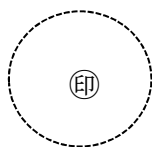
第11条 会員は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ当協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1.本要綱は、令和3年11月26日に施行し、令和3年4月1日より適用する。
- 2.本要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 3.本要綱は、令和5年4月1日から施行する。



公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

所在地
 会社名
 代表者名
 電話番号
 メールアドレス

自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書

(助成金交付請求書)

自動点呼機器導入促進助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。
 記

助成金請求額	円
---------------	----------

1. 導入機器内訳書 別紙(様式1の1)のとおり

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3. 添付書類

- (1) 内訳書(様式1の1) (2) 社会保険等への加入に係る誓約書(様式1の1)
- (3) 中小企業者である確認書類
(事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し)
- (4) 契約書またはサービス利用申込書等(写)(*表紙のみ 利用規約以降は省略可)
- (5) 機器の管理NO(シリアルナンバー)が記載された書類(写)
- (6) 導入費用の支払いを証明する領収書(写)
- (7) 「乗務後自動点呼の実施に係る届出書」(写)
*国土交通省の受理印が押印されているもの
- (8) 安全性優良事業所認定証(写)※G事業者の場合に限る。
- (9) その他当協会が必要と定めるもの

受付日
NO

自動点呼機器導入 内訳書

自動 点呼 機器	メーカー名	
	機器名称	
	管理NO(※) (シリアルナンバー)	NO.
	契約日もしくは サービス利用開始日	20 年 月 日
取扱店		
導入費用		円
導入台数		台
助成金申請額		円

※ 契約書もしくはサービス利用申込書に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所
事業者名
代表者名

印

誓 約 書

弊社は、自動点呼機器導入促進助成金交付請求書（実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に自動点呼機器導入促進助成金交付要綱第10条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 鳥 部 敏 雄

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（自動点呼機器導入促進助成金）は、
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上